

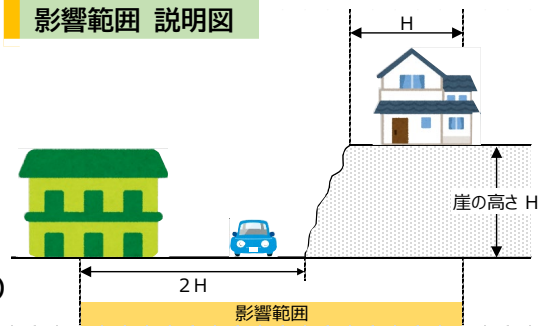
擁壁や崖の改修を支援します！

危険な擁壁や崖の崩壊による災害防止のため、
擁壁の築造や補強・補修工事に要する費用の一部を助成します。

対象となる崖地 ※次の全てを満たす必要があります

- 崖の高さが2メートルを超える崖地
- 影響範囲(右図)に建築物、公共施設
又は私道が存する崖地
- 助成対象地に既存擁壁が存する場合、
築造後20年を経過していること
又は一定の変状があると判断された
ものであること
- 工事完了後に土地利用が図れる平坦地の
広さが工事着手前と同規模であること

影響範囲 説明図



※以下の土地は助成対象になりません。

- ・ 宅地分譲や賃貸住宅など、営利を目的とする不動産事業用の土地
- ・ 建築基準法等の処分を受けている土地
- ・ 過去に当該助成金や他の助成金を受け工事を行った土地

助成金額

助成率

工事費用の **1 / 3**

上限額	防災工事	擁壁工事※1	300万円
	減災工事	補強工事※2	300万円
		補修工事※3	100万円

※1 擁壁工事：建築基準法等に適合する擁壁の築造

例) 練石積み擁壁、鉄筋コンクリート擁壁、重力式擁壁の設置 など

※2 補強工事：既存擁壁の強度を高める工事又は崖の崩壊対策工事

例) グラウンドアンカー設置、地山補強、杭工法 など

※3 補修工事：擁壁の機能回復工事又は崖面の保護工事

例) 目地詰め、法枠、吹付工法 など

対象となる経費

- 防災工事又は減災工事に要する経費
- 既存擁壁の撤去工事及び付帯工事に要する経費
- 上記のほか、市長が必要と認める経費

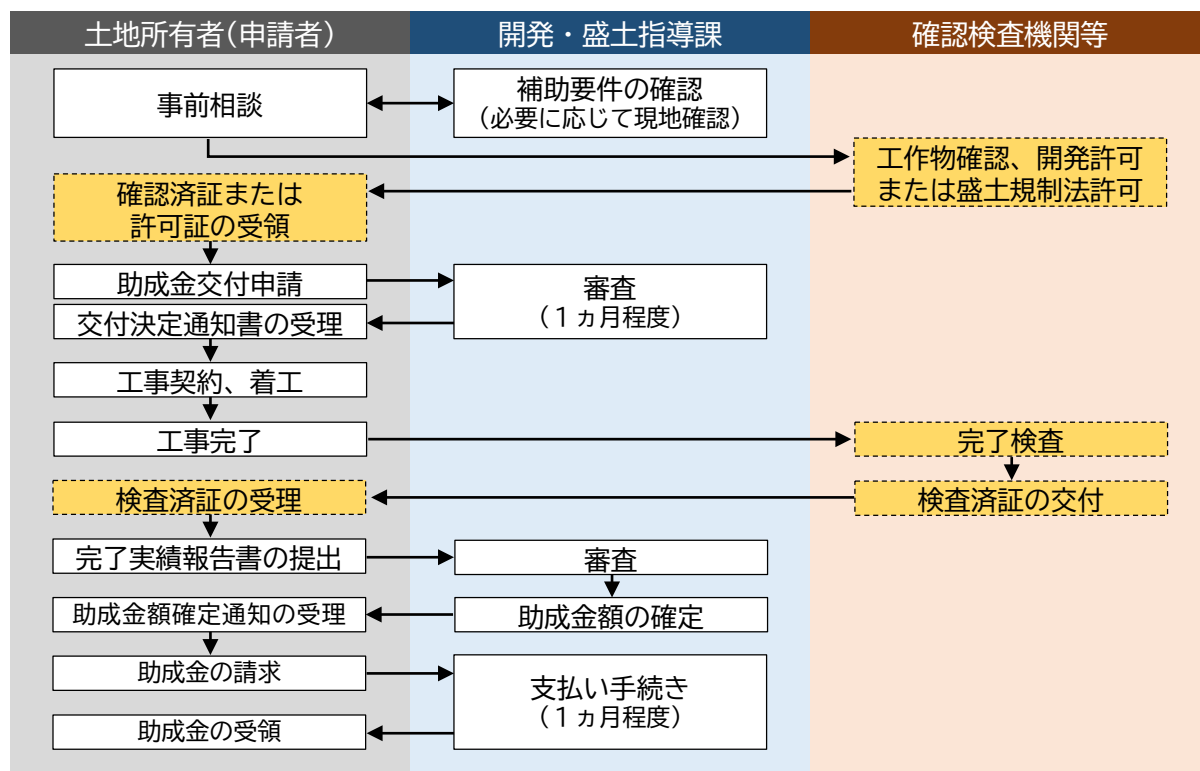
申請者

- 市税を滞納していない個人又は営利を目的としない法人に限ります。
- 申請者が助成対象地の占有者等又は崖地に隣接する土地の所有者、占有者等の場合、助成対象地の所有者から工事の施工や助成金の受領等について同意を得ている必要があります。

手続きの流れ

□ 全ての工事に共通

▨ 擁壁工事のみ該当



注意事項

- 交付決定前に工事契約または工事着手したものは助成の対象となりません。
- 助成の対象工事は、市内に事業所を有する事業者が施工する必要があります。
- 土地を共有で所有している場合は所有者全員の承諾が必要です。
- 分譲マンション等の区分所有地においては、集会における議決が必要です。
- 交付決定を受けた年度の2月末日又は事業完了後15日以内のいずれか早い日までに完了報告書を提出してください。
- 完了報告書の提出までに、工事費用の支払いが必要です。

問い合わせ先

福岡市 住宅都市みどり局 建築指導部 開発・盛土指導課
〒810-8620 福岡市中央区天神1-8-1 4階
TEL:(092)707-3902
FAX:(092)733-5584
メール:kaihatsu-morido.HUPB@city.fukuoka.lg.jp



<ホームページ>
様式等はここから
ダウンロードしてください